

指定就労継続支援A型事業所運営法人代表者様  
(岐阜市から指定を受けている事業所を除く。)

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

指定就労継続支援A型における生産活動実績確認表等の提出について(依頼)

指定就労継続支援A型における適正な運営に向けた指定基準の見直しに伴い、各事業所宛てに「指定就労継続支援A型における指定基準の見直しに伴う取扱いについて(通知)」(平成29年6月9日付け障第421号)を通知しているところですが、平成30年度の実績確認表等について、下記のとおり、関係書類をご提出いただきますようお願いいたします。

記

## 1 対象事業所、提出期限等

### (1) 生産活動実績確認表(別紙様式1)

- ア) 対象事業所 全事業所
- イ) 対象年度 平成30年度(平成30年4月から平成31年3月まで)
- ウ) 提出期限 令和元年8月23日(金)
- エ) 提出方法 電子データ

別添のExcelファイル「生産活動実績確認表(別紙様式1)」に必要事項を記入のうえ、(3)記載のメールアドレス宛てに提出すること。

### (2) 経営改善計画書(別紙様式2-1及び別紙様式2-2)

- ア) 対象事業所  
生産活動実績確認表(別紙様式1)の「生産活動収益-最低賃金額での支払総額」における「平成30年度合計」の値がマイナスとなった事業所(※)  
※ 岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成24年岐阜県条例第85号。以下「指定基準」という。)第167条第2項を満たしていない事業所

#### 指定基準第167条第2項

指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

- イ) 計画対象期間 平成31年度(平成31年4月から令和2年3月まで)
- ウ) 提出期限 令和元年9月20日(金)

エ) 提出方法 書面の郵送

「経営改善計画書」(別紙様式 2-1)に法人印を押印のうえ、「経営改善計画書」(別紙様式 2-1 及び別紙様式 2-2)とともに、(3)記載の郵送先に郵送すること。

### (3) 提出先

岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係

- メールアドレス c11226@pref.gifu.lg.jp  
(件名は「【事業所名〇〇】生産活動実績確認表等」としてください。)
- 郵送先 〒500-8570 (県庁固有番号のため住所記載不要)  
障害福祉課事業所指導係 行き

## 3 留意点等

- (1) 経営改善計画書を作成した事業所を対象として、計画始期から1年経過した後に、計画の実行状況と経営改善状況を確認します。なお、経営改善計画書提出事業所であるにもかかわらず、経営改善計画書が提出されない場合又は計画終期において指定基準第 167 条第 2 項を満たさず改善が見込まれない場合は、勧告又は命令の措置を講じ、指定の取消し又は停止を検討する場合があることをあらかじめ申し添えます。
- (2) 既に1回目の経営改善計画書を提出した事業所であって、本年度においても経営改善計画書の提出対象となる事業所については、前回の経営改善計画書の実行状況及び経営改善状況並びに今後の経営改善の見込みを踏まえ、今回の経営改善計画書の受付を認めるか否かを判断します。

経営改善計画書の作成及びその取扱い等については、本依頼冒頭の通知、「指定就労継続支援 A 型における適正な運営に向けた指定基準の見直し等に関する取扱い及び様式例について」(平成 29 年 3 月 30 日障障発 0330 第 4 号)及び「指定就労継続支援 A 型における適正な運営に向けた指定基準の見直し等に関する取扱いについて」(平成 30 年 3 月 2 日障障発 0302 第 1 号)をご確認ください。

所属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係長	奥村	担当	田邊・山中
電話	058-272-1111 内 2615		
FAX	058-278-2643		